

新潟市消費者教育推進地域協議会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号。以下「法」という。）第20条第1項の規定に基づき、消費者教育を推進するため開催する新潟市消費者教育推進地域協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、消費者教育に関する知識・経験を有するもの20名以内をもって構成する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、法第20条第1項の規定に掲げる者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 協議会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定めるものとする。

6 会長は、会議の議長を務めるものとする。

(所掌事務)

第3条 協議会が所掌する事務は、法第20条第2項各号に掲げる事務とする。

(会議)

第4条 協議会は、市長が招集する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、新潟市消費生活センターにおいて処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、市長が定めるものとする。

(附則)

この要綱は、平成28年7月20日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成29年7月25日から施行する。